

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

平成30年度から、国民健康保険の制度改革が実施され、都道府県が財政運営主体となりましたことから、県が策定した国民健康保険運営方針に基づき、引き続き、検討してまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子どもの保険税の均等割負担の廃止につきましては、国民健康保険に加入している他の被保険者に費用負担を強いることになるため、慎重に検討してまいりたいと考えております。

なお、子どものうち、未就学児の均等割負担につきましては、均等割額を減額する健康保険法の改正が行われ、令和4年4月1日に施行されることから、その適用に向け準備してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

県が策定した国民健康保険運営方針に基づき、対応してまいりたいと考えております。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内62市町で1万6247世帯の申請があり、その内1万4594世帯、総額24億6817万8496円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021年度も国保税コロナ減免を実施してください。

① 保険税免除基準を生保基準の1.5倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してくだ

さい。

【回答】

保険税の減免基準につきましては、国の通知に基づき実施しております。

- ② 2021年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免につきましては、国の通知に基づき引き続き対応してまいりたいと考えております。また、保険税の納税通知書の発送時には新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免やその他の保険税の軽減制度等をお知らせするチラシを同封し、周知する予定です。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】

窓口負担の減免等については、国の通知に基づき実施しております。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

減免申請につきましては、災害等の緊急事態を除き、世帯の生活状況、資産の状況等をよく見極めた上で、個々に詳しく直接説明することが重要と考えます。

つきましては、引き続き、丁寧に対応し、減免制度が正しく活用できるよう実施してまいります。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

先の回答のとおり、個々の生活状況について詳しい調査の上、判断すべきであり、一律的な周知は難しい面があると考えます。したがって、個々の相談に親身に対応していきます。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

- ① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】

納税は基本的に納期限内での自主納付が原則ですが、所得の状況により納期限内に納付ができない方については、納税相談をいただき、一括での納付が困難と判断される

場合は分割納付の対応をさせていただいております。しかしながら、通知をしても納税相談に来ない、相談で決めた納付計画を守らない、あるいは一定の資力があるにも関わらず説明もなく納期限内までに納付がない場合には、税徴収の公平性に鑑み法令に基づく滞納処分を行っております。

- ② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】

給与及び社会保険制度に基づく給付の差押えについては、最低限度の生活を維持する額を原則差押禁止としており、法令で保障された差押禁止額を控除した上で執行しております。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

催告書などの文書等により、期限を設けて納付及び納税相談を行うように促すとともに、売掛金に代わる財産への滞納処分についても検討を行うこととしております。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

納税相談の際には生活実態等の把握をしたうえで、税徴収の公平性に留意し、適切に対応しております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021 年のアンケート結果では資格証明書が 22 市町で 676 世帯、短期保険証は 6 市町で 1 万 4603 世帯、2 万 4866 人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は 2,780 世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

原則、すべての被保険者に正規の保険証を郵送しております。しかしながら、保険税に 1 年以上の滞納があり、その他の複数の要件を満たした世帯に限っては、短期証を郵送する場合や窓口留置を行うことがあります。

ただし、高校生以下の子どもがいる世帯につきましては、滞納状況にかかわらず正規の保険証を郵送しております。

- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

保険証の窓口留置につきましては、保険税に 1 年以上の滞納があり、かつその期間全く

納付がない世帯に限り、滞納者との折衝機会を確保するために行っている状況でございます。しかしながら、現在は新型コロナウイルス感染症の不安等も鑑み、現在発行されている保険証の有効期限内に新たに次の期間の短期証を郵送しております。

なお、高校生以下の子どもがいる世帯につきましては、窓口留置は行わず、正規の保険証を郵送しております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書につきましては、3年以上の滞納があり、かつその期間全く納付がなく、納税課とも折衝がない世帯に限って適用させております。納税相談をしていただいた世帯には、生活状況等のお話しを伺った上で適宜短期証への切り替えを行っております。

また、高校生以下の子どもがいる世帯及び60歳以上の方がいる世帯につきましては、資格証明書を発行しておりません。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の防止や経済的な受診控えからの重症化を予防するため、資格証明書を発行していた世帯に対して、短期の保険証を郵送しております。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】

傷病手当金の支給につきましては、国の通知に基づき実施しております。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

被用者以外の被保険者は、給与所得者と異なり、疾病に伴う収入減少の形態が多様に分かれていることや労務不能の観念が不明確であること等により、傷病手当金の制度になじまないことから、財政支援の対象外とされております。

また、事業者の方に対しましては、国や県等による、事業の継続を目的とした各種の支援制度がございます。

そういった状況等を踏まえ、国・県への要請につきましては、慎重に検討してまいりたいと考えております。

(7) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

現在、委員の公募は行っておりませんが、被保険者代表につきましては、性別、職業、

地区などに偏りが無い選出となっております。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

国保運営協議会は、被保険者、保険医・薬剤師及び公益のそれぞれの代表者から構成されており、様々な立場から意見を聴取し、適宜運営しております。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあつて特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

- ① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

特定健康診査は、身体診察や血液検査、尿検査等の基本検査項目については全額公費負担とし、負担の軽減を図っております。

追加検査として、健診の血圧値が基準に該当し、医師が必要と認めた場合に実施する心電図検査及び眼底検査と、希望により実施する心電図検査につきましては、自己負担額をそれぞれ500円としております。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

本市では、受診者が希望される健（検）診を効率よく受診できるよう、特定健康診査を実施している坂戸市、鶴ヶ島市のすべての医療機関で大腸がん検診の同時受診及び胃がん検診（胃内視鏡検査）、子宮頸がん、乳がん検診については一部の医療機関で同時受診できるよう、対応を図っております。また、令和2年度より、入間地区医師会毛呂山町・越生町ブロックの一部の医療機関においても、特定健康診査と大腸がん検診の同時受診が可能となっております。

- ③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

本市の特定健康診査については、令和元年度受診率39.2%（法定報告値・県平均41.3%）、令和2年度34.7%（行政報告値）と令和2年度に関しては新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しても、受診率が低い状況であることから、さらなる受診率向上の取り組みを行っていく必要があります。

令和3年度の取り組みとして、特定健診の受診率向上を目指し、効果があるとされる、医療機関受診者に対する医師等からの直接の特定健診受診勧奨について、特定健診実施医療機関に協力を依頼しました。

- ④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

保健事業における個人情報の取扱いにつきましては、坂戸市個人情報保護条例を遵守し、情報漏洩や不正が生じないよう万全の体制のもと、適切に管理しております。

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

窓口負担2割化などの保険給付につきましては、後期広域連合が実施していることから、埼玉県後期広域連合と連絡・調整を図り、制度に混乱が生じないように周知等を行ってまいりたいと考えております。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

フレイルや生活習慣病の早期発見及び重症化予防を目的として、健康診査を行い、必要に応じ、市民健康センターと連携して、健康相談等を実施しており、引き続き、各種事業を継続してまいります。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

現在、健康長寿事業として、国保保養所の利用補助、人間ドックやがん検診等を行っております。

また、健康マイレージで使用する歩数計の購入に係る費用を一部助成しております。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

特定健康診査は、身体診察や血液検査、尿検査等の基本検査項目については全額公費負担とし、負担の軽減を図っております。

追加検査として、健診の血圧値が基準に該当し、医師が必要と認めた場合に実施する心電図検査及び眼底検査と、希望により実施する心電図検査につきましては、自己負担額をそれぞれ500円としております。

人間ドックは、平成22年度から費用補助を実施しております。

がん検診や歯科健康診査の検診費用については、一部自己負担金を徴収しておりますが、住民税非課税世帯や生活保護受給世帯に属する方は無料とし、負担の軽減を図っております。

なお、子宮頸がん・乳がん検診は、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」により、子宮頸がんは20歳、乳がんは40歳の方に無料クーポン券を送付しております。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・

統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

国、県の動向を注視し、対応してまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

本市では、地域の医療従事者の確保と地域保健医療の充実を図るため、看護学校専門学校の運営を行っている一般社団法人坂戸鶴ヶ島医師会に対し助成を行っており、看護専門学校の多くの卒業生が、管内医療機関に就職しております。

今後も、地域保健医療の充実のために、継続して事業を行っていく予定であります。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止、安心して医療を受けられるための事業を展開できるように、必要な人員体制の確保に努めてまいります。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】

スクリーニング的にPCR検査をする場合、その時点の感染の有無については確認できませんが、2週間ごとの定期的な検査を行う必要があり、財政的な負担が大きいのが現状です。

そのため、現在定期的なPCR検査は行っておりません。

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

PCR検査は、陽性のものを陽性と判断する「感度」は約70%と言われており、陰性のものを陰性と判断する「特異度」も100%ではないと言われているため、偽陽性や偽陰性となる可能性があります。

また、スクリーニング的にPCR検査をする場合、その時点の感染の有無については確認できませんが、2週間ごとの定期的な検査を行う必要があり、財政的な負担が大きいのが現状です。

発熱や呼吸症状等が見られ、医師がPCR検査等の実施を必要と認めた場合、保険診療が適用され、自己負担は1,780円程度となります。通常診療と同様、自己負担が発生しますが、PCR検査等に特化した自己負担分の助成は現状では行っておりません。

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

本市におきましては、坂戸市及び鶴ヶ島市内にある医療機関において接種を行う、個別接種を中心に、現在週2日、集団接種を実施しております。

今後も、国から提供されるワクチンの供給量に応じて、坂戸鶴ヶ島医師会と十分な連携を図り、適切に接種を進めてまいります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

本市では、坂戸市介護保険給付費等準備基金を活用し、第8期計画の保険料を第6期計画及び第7期計画の保険料と同額に据え置き、軽減負担を図り、全国で25番目に低い保険料額となっております。

今後においても、基金残高の動向を踏まえつつ、基金活用を検討し、適正な介護保険料の設定に努めたいと思います。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染の影響による2020年度介護保険料の減免につきましては、31名の被保険者に対し、1,746,290円の減免を実施しております。

2021年度についても実施いたします。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

65歳以上の方の介護保険料は、総給付費の23%（第1号被保険者負担分）を65歳以上の方の人数で除することにより算出します。そのため、介護保険料と介護保険件給付は比例しており、介護保険料を引き下げるとは、介護給付費を引き下げることでもあります。

本市では、坂戸市介護保険給付費等準備基金を活用し、第8期計画の保険料を第6期計画及び第7期計画の保険料と同額に据え置き、軽減負担を図り、全国で25番目に低い保険料額となっております。

今後においても、基金残高の動向を踏まえつつ、基金活用を検討し、適正な介護保険料の設定に努めたいと思います。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

利用者の負担軽減については、低所得者への軽減措置の制度として、負担限度額制度がありますので、制度を十分活用することにより、対応を図ってまいります。独自の支援については、国や県の施策を踏まえ、他市町村の独自事業にも注視し、研究してまいります。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

負担限度額制度の活用により、低所得者の軽減措置については、引き続き対応を図ってまいります。2割3割負担の利用者については、国や県の施策を踏まえ、他市町村の独自事業にも注視し、研究してまいります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

食費・居住費の負担軽減については、負担限度額制度により、低所得者の施設利用の軽減措置を図っております。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の市内事業所への影響については、坂戸市介護保険事業者連絡会と連携を図り、把握に努めておりますが、前年の緊急事態宣言時と比較し、介護サービス利用状況も元に戻りつつある状況との事です。事業所の安定継続のため、国の動向を注視してまいります。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

介護事業所に対しては、次亜塩素酸水の無償提供、国及び県より提供されるマスクや手袋等の配布支援などを通じた衛生材料の供給に努めています。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

本市におけるワクチン接種は、高齢者施設の入所者から優先的に接種を行い、高齢者施設等従事者につきましても、入所者の接種と同時に接種を行っており、それ以外の接種を希望される65歳以上の高齢者に対しても、7月末までに接種を行うことができるよう接種を進めております。

また、通所施設等の従事者及び、65歳未満の基礎疾患をお持ちの方については、事前に申請していただいた上、他の方よりも優先して接種券を送付し、接種の予約を行うほか、年齢区分に応じ順次接種を進めてまいります。

PCR検査等に特化した自己負担分の助成は現状では行っておりません。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

小規模多機能型居宅介護につきましては、第7期介護保険事業計画に基づき、令和3年3月に1事業所整備を行いました。また、特別養護老人ホームの待機者数の状況を踏まえ、第8期介護保険事業計画において、利用者が市内在住者に限定された地域密着型介護老人福祉施設を1事業所整備する予定であります。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

本市では、市内5つの日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置し、3職種のチームアプローチによる高齢者の総合的な相談支援を担っています。西部圏域については、住民が西部地域包括支援センターまで相談に行きづらい、また地域包括支援センターの職員が家庭訪問する際に時間がかかるなどの課題があり、圏域内の相談機関としてランチの設置を検討してまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

昨年度、埼玉県が提供したマスク、消毒液を障害児者施設等へ配布を行ったところです。今後においても障害福祉事業者に対する新型コロナウイルス感染防止対策について埼玉県と連携してまいります。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

市内の医療機関におきましては、発熱や呼吸症状等が見られ、医師がPCR検査等の実施を必要と認めた場合、一般社団法人坂戸鶴ヶ島医師会が運営するPCR検査センターにてPCR検査を行うことが可能です。

この場合、検査結果が陽性となった際は、坂戸保健所と連携し、迅速に入院等の対応が取られることとなっています。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】

福祉・介護職員の人材確保・処遇改善等を図ることを目的に、障害福祉サービス等報酬において処遇改善加算の改定が行われております。必要に応じて当該加算を事業所に説明するほか、ハローワーク等で実施される福祉人材の確保を目的とした事業の周知に努めてまいります。

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

本市におきましては、国の定める優先順位に基づき、基礎疾患をお持ちの方について、事前に申請していただいた上、他の方よりも優先して接種券を送付し、接種の予約を開始しており、ワクチン接種においては、原則かかりつけの医療機関で接種することとなっております。

2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】

平成31年4月に開設した多機能事業所及びグループホームが、緊急事態等の相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保、地域の体制づくりの場として機能を有しており、地域生活支援拠点としての認定を受けております。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

今後の地域生活支援拠点の整備等については、坂戸市障害者等地域総合支援協議会に実施状況を報告しつつ、当該報告内容及び当該協議会での意見を参考にし、検討してまいります。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

坂戸市障害者等地域総合支援協議会の委員に、坂戸市障害者等相談支援センターが含まれております。各障害者等相談支援センターを介し、当事者の声を反映してまいりたいと考えております。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

第6期坂戸市障害福祉計画において、施設入所支援の利用人数を令和2年度79人のところ、令和5年度79人と見込み、共同生活援助の利用人数を令和2年度78人のところ、令和5年度105人と見込んでおります。その見込みを踏まえ、同計画においてグループホームについては、市内グループホームの定員数を102人とすることを目標値として掲げております。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

老障介護家庭の支援対策については、地域のより身近な相談者である「民生委員」による見守り、障害や認知症によって支援が必要な方や社会からの孤立等の疑いを早期に発見し適切な対応につなげる「坂戸市見守りネットワーク」の地域の見守り体制があり、今後も見守りから支援へつなげる体制の強化を図っていきます。

また、平成31年4月に緊急時の受入・対応ができる地域生活支援拠点を整備いたしました。

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】

障害者支援施設に入所されている方の土日等における帰省を含めた生活状況については、計画相談支援事業所におけるサービス等利用計画作成時及び市役所職員における障害支援区分認定調査時に聞き取りを行っております。入所されている方が一時帰宅する場合において、施設入所支援に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、特に必要と認められる場合には訪問系サービスの支給決定を行っております。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

重度心身障害者医療費制度については、県の基準により対応してまいります。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

重度心身障害者医療費制度については、県の基準により対応してまいります。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

重度心身障害者医療費助成につきましては、重度心身障害者に対する医療費の一部負担金を助成することにより、重度心身障害者やその家庭の経済的負担を軽減することを目的に、埼玉県補助金交付要綱に基づき実施しております。

重度心身障害者医療費助成において、精神障害者保健福祉手帳2級所持者まで対象とすること等につきましては、埼玉県の動向及び財政への負担を踏まえ、今後とも研究してまいります。

(4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

障害種別、障害特性に応じた支援や発達段階に応じた支援等が二次障害の予防において重要であることから、坂戸市障害者相談支援センター、通所事業所、医療機関等の関係機関と連携してまいります。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

(1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

本市は、障害児（者）生活サポート事業を実施しております。

(2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

障害者生活サポート事業の令和2年度の事業費は、1,458万1,700円で、そのうち県補助額は、200万円となっております。

(3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

県の障害児（者）生活サポート事業については、平成26年4月から障害者総合支援法に規定された難病の方も新たに対象としており、本市においても同様に対象者の拡大を図っています。生活サポート事業は、制度の周知も進み、皆様に定着してきた事業であり、限られた財源の中で必要とする多くの方にご利用いただくため、利用時間の上限を設けさせていただいているものであり御理解をいただきたいと考えます。

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

県の障害児（者）生活サポート事業については、平成26年4月から障害者総合支援法に規定された難病の方も新たに対象としており、本市においても同様に対象者の拡大を図っています。生活サポート事業は、制度の周知も進み、皆様に定着してきた事業であり、限られた財源の中で必要とする多くの方にご利用いただくため、一部自己負担をお願いしているものであり御理解をいただきたいと考えます。

- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

埼玉県障害者生活支援事業（障害児（者）生活サポート事業）に対する県補助金については、市町村の人口規模による補助限度額が設定されていることから、市町村の負担額が年々増加しております。

本市としては、県補助金の増額及び低所得者も利用できるよう負担の応能化について、令和元年度に県へ要望いたしました。

今後も事業を継続しながら、必要に応じて、県に対して補助拡充の要望を行ってまいります。

6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

令和2年度に初乗り料金の改定を受けて、タクシー券を年間36枚から48枚へ増やしたところです。福祉タクシー利用料金補助事業については、埼玉県が設置している福祉タクシー運営協議会において、タクシー1回の乗車にあたり、福祉タクシー利用券を1枚利用できるという運用が、県内での統一運用として定められております。利用者の利便性を考え、福祉タクシー運営協議会の運用に則って事業を進めておりますので、御理解をお願いします。

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

福祉タクシー利用料金補助及び自動車燃料購入費補助については、平成25年度に、それぞれ支給拡大（タクシー券年間24枚から年間36枚へ、ガソリン等燃料限度量は月300から月400へ）を行い、所得制限・年齢制限は設けていません。また、今年度初乗り料金の改定を受けて、タクシー券を年間48枚へ増やしたところです。

本市独自の施策としては、福祉タクシーについて県の指定難病医療受給者を対象に加え、平成27年4月から新たに精神障害者保健福祉手帳1級の方へ対象を拡大いたしました。自動車燃料購入費補助についても平成27年4月から上肢障害の方へ支給拡大するなど制度の充実に努めております。また、平成30年4月から坂戸市障害児介護用自動車燃料購入費補助事業として、障害児を介護する方が運転する自家用自動車に対し、自家用自動車燃料費の一部を助成しております。

これら事業については、限られた財源を効果的に活用するため、対象となる方やその範囲について規定を設けておりますので御理解をお願いします。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

この事業は、地域生活支援事業として、国及び県の補助対象でありましたが、平成21

年度から補助の対象から外れ、全額市費の持ち出しとなっております。

今後も事業を継続しながら、必要に応じて、県に対して補助拡充の要望を行ってまいります。

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

本市の避難行動要支援者名簿は家族の有無に関わらず、障害者手帳を交付された方、要介護・要支援認定を受けた方等を名簿に登載しております。避難経路や避難場所のバリアフリーについては、地域支援者や施設管理者等と検討を進めてまいります。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

本市は、県立坂戸高等学校及び協定締結による民間福祉施設9施設の計10施設を福祉避難所としており、必要に応じて二次的に開設し、一般の避難所での生活が困難な要配慮者を収容することを想定しておりますが、より円滑な受入体制についても、引き続き検討してまいります。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

市の備蓄品は、避難所外避難者へ配付することも想定していることから、自宅や車中等で避難されている方につきましても、避難所の物資を配布することや共助による物資の配布等により、在宅避難者、車中泊避難者等にも救援物資が届くようにしてまいります。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

避難行動要支援者名簿の開示につきましては、個人情報保護に配慮する必要があります。災害時には、市から名簿の提供を受ける、ボランティア受付窓口である社会福祉協議会と状況に応じて連携を図っていただきたいと考えております。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。

【回答】

自然災害発生時においては、坂戸市業務継続・職員行動マニュアルにより全庁を挙げて対策に当たるよう体制を整えています。また、感染症発生時においては、坂戸市新型インフルエンザ等行動計画に準じて市民健康センターを中心に対応しておりますが、必要に応じて全庁的な協力体制が取れるよう進めていきます。

保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

機会をとらえて、県・国に働きかけてまいりたいと考えております。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

令和3年度予算では、特に事業の廃止等はなく、今後とも坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第6期）・坂戸市障害児福祉計画（第2期）に則り、事業を進めてまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

令和3年4月1日時点の待機児童は0人、待機児童には該当しないが申し込みをして入所できなかった保留児童は36人となります。

- ② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

定員の弾力化の運用につきましては、各施設におけるクラスの配置状況や設備の設置状況等に応じてその都度対応しているところであり、毎年状況は異なることから一概に数字をお示しすることはできませんが、公立保育所及び認可保育所における現時点での受け入れ可能な年齢別の定員総数は以下のとおりとなります。

0歳児クラス	80人
1歳児クラス	142人
2歳児クラス	195人
3歳児クラス	289人
4歳児クラス	291人
5歳児クラス	292人
合計	1,289人

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

引き続き、待機児童解消のための施策の実施に当たっては、保育の質の確保にも努めてまいります。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

支援体制が整わないことが理由で支援を必要とする児童が入所できないということにならないよう努めて参ります。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

現時点で御要望にありますような計画は予定しておりませんが、引き続き保育の質が確保されるように努めてまいります。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】

引き続き、新型コロナウイルス対策を徹底しつつ、適正な人数による保育の実施に努めます。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

引き続き、本市独自で実施している保育士の処遇改善を継続してまいります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

無償化に伴う副食費の実費徴収等につきましては国から示されているものに基づき実施しておりますが、引き続き子育て世帯の負担が軽減されるように努めます。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

引き続き、研修の実施や監査等を実施し、適正な保育環境の確保に努めます。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

子育てしている各家庭の個別の事情に合わせ、制度の範囲内で必要な助言や個別の丁寧な対応を行うよう努めてまいります。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

引き続き、良好な学童環境を確保できるよう、必要な予算措置に努めてまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町（63市町村中65.1%）、「キャリアアップ事業」で32市町（同50.8%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

放課後指導支援員等処遇改善等事業を活用し、指導員の処遇改善を引き続き実施することで、指導員の定着・増員を図ります。

また、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業については、他市町の状況等も注視し、活用について検討して参ります。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

本市の学童保育所は指定管理者による公設民営の運営形態となっていることから、本要望には該当しませんが、引き続き質の高い運営に努めてまいります。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】

本市では、平成24年10月診療分から、通院に係る子ども医療費の支給対象を小学校就学前から中学校3年生までに拡大しました。これにより、中学校3年生までの通院、入院に係る子ども医療費の無料化を実現したところであり、当面は現状を維持していきたいと考えております。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

子ども医療費助成制度の安定的な運営や子育て支援環境の更なる充実のため、国の責任において制度化を図ることについて、全国市長会等を通じて要請しているところであり、引き続き要請していきたいと考えております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】

現在公開しているホームページや配布しているチラシについては、申請者の立場にたって作成をしているところですが、今後においても、必要に応じて見直しを検討してまいります。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあつて、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言つて過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】

厚労省からの通知に基づき、申請者からの聞き取り等により、扶養の可能性の調査を行い、扶養対象となる扶養義務者が「扶養義務履行が期待できない者」に該当するか否か、個別に慎重な検討を行った上で、照会を行うか否か判断する等、適切に取り組んでおりま

す。

3. **決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。**

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

現在、坂戸市ではアウトソーシングサービス業務委託によるサービスの提供を受けて業務を行っており、業務システムにおいて「保護変更決定通知書」等の帳票を打ち出して、生活保護利用者に通知しております。

「保護変更決定通知書」につきましては、法令に基づき、市の規則で様式を定めておりますが、様式の内容については引き続き検討してまいります。

4. **ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。**

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】

ケースワーカーの人員につきましては、厚労省が示す標準数を基本に、被保護者世帯の状況を勘案しつつ、適正配置となるよう毎年人事部門と協議しております。

令和3年4月1日現在、坂戸市福祉事務所の実施体制は、社会福祉主事の資格を有したケースワーカーを配置し、国が示すケースワーカーの標準数を満たしておりますが、今後も適正配置となるよう努めてまいります。

また、ケースワーカーの質の向上のため、生活保護に関する研修に限らず、様々な内容の研修に参加するよう努め、担当内の勉強会等で共有することにより、ケースワーカー全体の質の向上も図っております。

5. **無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。**

コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】

住居を喪失され、生活保護の申請をされた方には、申請者の状況に応じ、居宅生活が可能か検討を行い、居宅生活が可能であると判断された場合には、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅セーフティネット住宅の情報を提供するなどしたうえで、申請者の意向を確認し、居所に関する支援を行っております。

また、直ちに居宅生活を送ることが困難な第二種無料低額宿泊所等に起居する被保護者については、少なくとも1年に2回以上家庭訪問するよう訪問計画を策定し、定期的な訪問調査活動を行い、利用料金、金銭管理、居室の状況等も含めた生活実態を把握するとともに、「一時的な起居の場」であることに鑑み、自立及び転宅に向けた必要な指導援助を行っております。

また、被保護者の生活状況が不適切であると認められた時には、すぐに転居指導を行う

とともに、必要な支援を行っています。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

生活困窮者に対する総合相談窓口である「自立サポートセンター」では、生活困窮者に関する情報が実施機関の窓口につながるよう、生活保護制度の周知や民生委員及び各種相談員との連携、保健福祉・社会保険関係課、水道・電気等の事業者、住宅担当課、生活困窮者自立相談支援事業等との連絡・連携体制を執っています。

自立生活サポートセンターでの面接相談時等には、相談者の生活状況や預貯金等の保有状況、家賃、負債、水道・電気等のライフラインに係る滞納状況等、いわゆる急迫性の確認を的確に行うとともに、生活状況や御本人の意思によっては、生活保護制度に繋がることを心がけております。

以上